

企業の学校出前授業における 知的財産法上の留意点

村 上 友 紀*

抄 録 企業が行う学校での出前授業では、事前の資料作成、授業でのスライド上映、授業風景の撮影・配信といった場面で著作権侵害その他の権利侵害の問題が生じ得ます。著作権については、授業目的利用、非営利上映、写り込み、引用といった著作権制限規定により適法になる場合があります。各種権利の侵害にならないよう、適切な対応が必要です。

目 次

1. はじめに
2. 著作権法上の問題
 2. 1 授業準備段階における留意点
 2. 2 授業中における留意点
 2. 3 授業後における留意点
 2. 4 引用としての利用
 2. 5 著作権法上のその他の留意点
3. その他の知的財産法・周辺領域の諸問題
4. おわりに

1. はじめに

企業が社会的な存在として、社会の発展に貢献する取組をなすことが期待されるなか、企業自身も地域への貢献や自社PRを目的として、小中学校・高校など各教育段階の児童・生徒に向けて、出前授業（出張授業、出前教室等とも言われます。）を行うことがあります。

また、2020年からの新学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現が重視されたことにより、近年、外部人材による教育プログラムを取り入れる学校が増えています。

本稿では、主として知的財産法の観点から、企業が学校で出前授業を行う場合の留意事項について、授業づくりの流れに沿って解説します。

2. 著作権法上の問題

2. 1 授業準備段階における留意点

(1) 資料やスライド、ワークシートの作成

授業で使用する資料やスライド、ワークシート等を準備する中では、他社（A社）のウェブサイトからA社製品の写真や説明文をコピーして、スライドに貼り付けるといった場面で著作権侵害の問題が生じ得ます。なお、外国の作品も基本的に日本の著作権法で保護されます。

創作性のある製品写真や説明文は、通常A社に著作権があるため、原則として、A社の許諾なしには転載（著作権法上の「複製」）できません。ただし、著作権法30条（以下、特記なき限り条項番号は著作権法のそれを指します。）～49条では、許諾なく利用できる例外的な場合を列挙しています。

そのうち35条1項は、教育機関における授業の過程での公表済み著作物の複製を、次の要件（①～⑤）を満たす場合に、無許諾かつ無償で認めています。

* 弁護士法人イノベンティア 弁護士
Yuki MURAKAMI

①学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において

「学校その他の教育機関」とは、保育園・幼稚園を含め、法令・条例に基づいて設置された非営利の教育機関をいいます。

②教育を担当する者及び授業を受ける者が行う

「教育を担当する者」とは、教員資格の有無を問わず、教育を現実担当する者（及びその手足となる者）をいい、ゲスト講師も含むと解される¹⁾ので、学校で出前授業を行う企業の担当者は「教育を担当する者」にあたるでしょう。

③その授業の過程における利用に供することを目的とする場合

授業の最中のみならず、その準備や予習、事後処理の際の利用も認められます。しかし、「授業」は、学校等の責任において実施する教育活動を意味するため、例えばPTA主催で、学校の教室等設備を借りて企業が出前授業をするといった場合は該当しません。

④必要と認められる限度において

複製等する範囲や複製の部数は授業に必要な範囲内に限られます。授業とおおよそ無関係の写真やイラストをスライドに載せることは必要な範囲を超えると考えられますが、生徒に出前授業そのものに興味をもってもらえるよう装飾的なイラストを掲載することは必要な範囲内といえるでしょう。部数については、児童・生徒の人数と参観する保護者等の人数の合計程度が必要範囲として認められるものと思われます。

⑤著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く

他人の著作物の種類、用途、複製の部数、複製等の態様に照らし権利者の利益を不当に害することとなる場合には複製等が認められません。要は、複製等することで、著作権者が得る経済的利益に与えるダメージが大きい場合は許容されないということです。A社製品写真を出前授業のスライドに1枚掲載することでA社に

与える経済的ダメージはあまり考えられませんが、授業で配布する目的で市販のワークブックのうち大部分をコピーするようなことは、本来生徒の部数だけ売れたはずのワークブックの販売に直接マイナスの影響を与え、「著作権者の利益を不当に害する」方向に傾くため、コピーするにしてもごく一部に留めておく必要があります。

（2）資料等の授業前送信

他人の著作物を掲載した資料や授業レジュメを、生徒に事前にメール送信することや、サーバに保存して生徒がいつでもダウンロードできるように手配しておく場合を考えてみます。

多数の者にメールで送付することや、多数の者がいつでもダウンロードできるようサーバに保存しておくことは、著作権法上の「公衆送信」に該当するため、原則として、権利者の許諾なく行うことができません（23条1項）。しかし、35条1項の要件（上記（1）①～⑤）を満たす場合、無許諾で公衆送信を行うことができます。

もっとも、公衆送信を行う場合は、複製の場合と異なり、学校が補償金を支払う必要があります（35条2項）。この補償金の制度は、各著作物の権利者に個別の許諾をとる代わりに、学校がSARTRAS（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）という管理団体に申請して、在籍生徒数に応じた一定の金額の補償金を支払うというもので、そこで集められた補償金は、権利者に分配される仕組みです。

したがって、他人の著作物を含む資料等を授業前に公衆送信する場合は、出前授業を行う対象の学校が補償金支払を申請済みであれば、権利者に無許諾で行うことができます。2025年の資料²⁾によると、小中学校・高校の約9割が申請済みですが、その学校が補償金支払を申請済みかどうかの確認を事前に行うことが安全です。

2. 2 授業中における留意点

(1) 資料の配布

他人の著作物が掲載された資料を生徒に配布すると、その著作物の複製物を「譲渡」することになりますが、授業目的複製の例外規定に基づいて適法に作成された複製物は、47条の7により、授業目的で譲渡することもできます。

(2) スライドの映写

他人の著作物を掲載したスライドをスクリーンやモニターに映写すると、他人の著作物の「上映」にあたり、35条では許容されません。

この場合、38条（非営利上映等）により許容される可能性があります。出前授業であれば、次のとおり38条1項記載の要件を通常満たすため、無許諾・無償で、公表された著作物を公に上演し、演奏し、上映し、又は口述（朗読等）することができます。

①営利を目的とせず

企業は通常営利を目的として活動していますが、38条の趣旨は、教育上の公益を著作権者の利益に優先させることを含むから、出前授業が営利企業によるものであっても、非営利の学校の授業として教育上の公益を伴って行われる点に着目すれば、授業のためのスライド上映は非営利目的といえるというのが私見です。

②聴衆又は観衆から料金を受けない場合

「料金」とは、名目を問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいいます。

名目は問わないことから、企業が出前授業を学校から有償で請け負う場合について、生徒が学校に支払う授業料は、聴衆から受ける「料金」にあたるでしょうか。

私見では、授業料は学校における授業や学校設備利用に対する対価であること、また、出前授業の報酬として企業に支払われるのは、利用する他人の著作物の上映の対価ではなく、企業

による授業について受ける対価であることから、企業が出前授業をするにあたり実費やそれを超える報酬を受けたとしても、それは聴衆から受ける「料金」とはいえないと考えます。

ただし、著作物の上映の対価であるかどうかは、著作物の上映そのものに報酬が支払われる場合はもちろん、報酬が支払われる対象となる行為と当該著作物が密接不可分の関係である場合も含むと考えられます³⁾。

以上を踏まえ、企業が受ける報酬が聴衆から受ける「料金」に該当しないように、出前授業について生徒から特別に費用を受けず、また、授業内容が実質的に単に他人の著作物の朗読や上演・上映の機会となっているものでないことを確認しましょう。

③当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない

「報酬」とは、「料金」と同様、名目を問わず実演の提供につき受ける対価をいいます。

企業の担当者は企業から給与を得ているとしても、その給与は、労働全般の対価であって、他人の著作物の実演の提供に対するものではなく、ここにいう「報酬」にあたらないと考えられます。

(3) 朗読・音源再生

授業において、他人の著作物である論文や小説等を朗読すること（「口述」）や、楽曲をPCや音楽プレーヤーで再生すること（「演奏」）は、上記（2）で述べたところと同様に、38条1項により無許諾・無償で許容されます。

(4) ウェブページ閲覧

他人の著作物を利用したい場合に、ウェブページの「リンクを貼る」という行為は著作権を侵害しませんが、一般的には、例えば講演者がリンク先に接続してスクリーン等でウェブ

ページを表示してしまうと、公衆送信されるものを上映する（「公の伝達」）ことになり、著作権侵害となります。しかし、出前授業であれば、前記2. 1 (1)と同様、公衆送信される他人の著作物の公の伝達は35条1項により無許諾・無償で認められるため、授業の際にリンク先ウェブページのコンテンツを表示できます。

(5) 動画再生

YouTube等動画共有サイト上の動画を生徒の前で流すことは、公衆送信される著作物の「公の伝達」に該当するところ、授業目的の場合は、35条1項により無許諾・無償で認められます。

PC等に保存済みの動画の再生は「上映」に該当し、授業の目的の場合は、38条1項により無許諾・無償で許容されます。

(6) 授業の様子の写真撮影・動画撮影

授業の様子を写真や動画として記録・保存する際、他人の著作物そのものや、著作物の朗読の様子が収められる場合があります。これらは他人の著作物の「複製」です。「授業の過程」における利用に供することを目的とする場合は35条が適用されるところ、授業の様子記録・保存に出前授業の運用改善⁴⁾といった目的があれば、撮影は、無許諾・無償で認められます。

(7) 授業の様子保護者への配信

出前授業の様子を保護者に配信する際、他人の著作物を「公衆送信」することになりますが、文化庁のガイドライン⁵⁾は、本稿の冒頭に掲げたような社会的背景を踏まえると、授業目的公衆送信補償金の支払があることを前提に、保護者へのライブ配信を無許諾で行うことができると述べています。オンデマンド配信を無許諾で行うには、学校が補償金を支払い、さらに、視聴期間を設定した上で、視聴期間終了後はコンテンツを即時抹消・破棄するとともに、保護者

から転送等しない旨の同意を得ておく必要があるとも述べています。このようにして保護者に配信すれば、「必要と認められる限度において」、かつ、「権利者の利益を不当に害さない」ものといえ、適法な配信となると思われます。

2. 3 授業後における留意点

(1) 企業による利用・公開

企業は、社内や社外に出前授業の実績を広報する際に、授業資料の複製や授業の写真を公開することがありますが、その中で扱われる他人の著作物の利用については、授業目的でもなく非営利でもないため、35条や38条によっては正当化されません。

ここでは30条の2に定められる写り込みの例外の適用により、写真撮影や動画撮影等に伴って写り込んでしまった他人の著作物の利用が正当化される余地があります。ただし、写り込みが許されるのは軽微な利用に限られるので、企業は、授業後の広報等に利用するには、他人の著作物の内容が判別できないような写真等を選択するという対処が必要です。

また、生徒が書き込んだワークシートの中身を、企業内で共有したり、別の媒体に掲載したりする場合、その中身には生徒の著作権が発生しているため、企業は、授業前か遅くとも利用までに、生徒との間で、授業の際に生じた著作物の著作権は企業に帰属する、あるいは、生徒に帰属するものの企業にはそれを利用する権利がある、とのいずれかの合意をとっておく必要があります。生徒が未成年（18歳未満）の場合、親権者の同意も必要です（以下同じ）。

(2) 学校や生徒による利用・公開

学校が、広報目的で学校のホームページ等において他人の著作物を公開することは、授業目的を超えており35条によっては認められません。ただし、写真や動画については、上記(1)

と同様に写り込みの例外が適用される可能性があります。

生徒による利用については、私的使用目的の複製（30条1項）として適法になる場合があります。もっとも、「複製」に限られるので、生徒が出前授業の過程で入手した他人の著作物をコピーして家族等ごく近しい少数の人に配布することは認められますが、例えば、SNS等で配信（公衆送信）することは認められません。

2. 4 引用としての利用

上記のいずれの規定によっても無許諾で他人の著作物を利用できることにならないときは、「引用」（32条1項）として利用することにより適法となり得ますが、単に出典を書くだけでは足りません。授業の組立やスライドへの掲載の仕方によっては、自作部分と引用部分との主従が逆転してしまっているとか、掲載の必要性が乏しいとして適法な「引用」と認められない場合も多く、また、適法な「引用」かどうかを事前に判断することは難しい場合もあるので、引用以外の規定でも著作権侵害をクリアしておくことがより安全です。

企業が取引先や消費者向けに行う授業イベントでは、営利目的であるとして35条や38条が適用されないため、他人の著作物は、基本的に「引用」として認められる範囲で利用する必要があります。なお、博物館や図書館等主催の授業では、学校と同じく、35条の適用があります。

2. 5 著作権法上のその他の留意点

（1）出典の明示

授業目的複製等、非営利上映等により他人の著作物の利用が認められる場合でも、出典表示の慣行があるときは、出典を明示しなければなりません。授業のメイン素材や参考資料で他人の著作物を利用する場合は、出典の明示が必要なのに対し、装飾的な利用の場合は出典の明示

を求めないのが慣行であるように思われます。

（2）翻訳・翻案

授業目的複製等により他人の著作物を利用できる場合には、著作権法にいう「翻訳」や「翻案」（新たな創作性を付与して別個の著作物を生成する行為）による利用ができます。

他方、非営利上映等にはこういった定めがなく、他人の著作物を朗読したり、スクリーンに映写したりして利用する場合は、そのまま利用する必要があります。もっとも、著作権法にいう「翻訳」は、「翻案」同様、新たな創作性が加えられている場合を指し、単に英単語を日本語の単語に置き換えるような場合には「翻訳」に当たりません。したがって、外国文献等を機械的に翻訳したものを映写したとしても、著作物そのものの映写と評価される結果、無許諾・無償で利用できます。同様に、授業に必要な限りで一部切除する等、新たな創作性を付与しない程度の変更を加えるのであれば、それは「翻案」にはあたらず、著作物そのものの映写であって、無許諾・無償で利用できると考えられます。

（3）著作者人格権

著作者に発生する権利には著作権のほか、著作者の思い入れ等を保護する著作者人格権として、公表権（18条）・氏名表示権（19条）・同一性保持権（20条）があるため、著作者人格権を侵害しない態様で他人の著作物を利用する必要があります。特に、他人の著作物をアレンジして利用する場合には、同一性保持権の侵害が問題となりやすいため、基本的にはアレンジせずに利用することが望ましいでしょう。

（4）利用許諾の申入れ

以上の検討をして、いずれによっても著作物の利用が適法にならなければ、権利者から許諾を取り付けることになります。利用したい状況

や具体的な著作物次第ですが、権利者に直接、あるいは権利者が窓口を設定する著作権管理団体（出版物の複製権の集中管理団体としてJRRC、JAC、JCOPY等）を通じて、利用許諾の申入れをする必要があります。

3. その他の知的財産法・周辺領域の諸問題

(1) 発明や意匠の創作の発生

モノづくりがテーマの授業では特に、発明や意匠を生み出す生徒がいるかもしれません。そのような場合は、当該生徒本人に、その発明等に関する権利が帰属します。

もし企業が生徒の発明等を実施したいのであれば、企業は、遅くとも実施までに、生徒との間で権利譲渡の合意をするか、生徒から実施許諾してもらう必要があります。

(2) 他社ロゴマークの利用

授業で他社や他社製品を紹介するため、他社ロゴマークを配布資料に掲載する場合があります。これについては、どの事業者の商品なのかを認識することができる態様により商標が使用されないのであれば商標権の効力が及ばないところ（商標法26条1項6号）、出前授業で、他社ロゴマークをして自社製品の出所であるかのような紛らわしい使い方をしない限り、他社の商標権を侵害することにはなりません。

ただし、名誉毀損といった別の紛争を生じさせ得ることや教育的観点からも、他社や他社製品に対しては品位ある表現を用いましょう。

(3) 営業秘密

出前授業では機密性の高い情報を提供する必要がありますは低いと思われませんが、資料やスライドにうっかり自社の営業秘密を記載したり、掲載写真に写り込んだりしないよう注意が必要です。

また、生徒が企業施設に見学に来るような授業の場合には、営業秘密に触れる見学ルートでないことを事前にチェックし、必要に応じて生徒に秘密保持の誓約書の提出を求めることも考えられます。

(4) 個人情報・肖像権

特に出前授業の写真や動画を撮影する場合には、生徒の個人情報や肖像権にも配慮する必要があります。撮影目的と利用目的を事前に明示して、生徒から同意を得ておくことが考えられます。

4. おわりに

企業による学校出前授業は、学校教育の一場面としての取組であることにより、他人の著作権との関係では比較的自由に授業づくりができるものの、企業における普段の業務とは異なる注意点がいくつもあります。本稿の内容が様々な企業によって適法かつより質の高い出前授業が実施される一助となれば幸いです。

注 記

- 1) 上野達弘編，教育現場と研究者のための著作権ガイド，p.43（2021）有斐閣
- 2) 文化庁，教育のDXを加速する著作権制度～授業目的公衆送信補償金制度について～，p.19
https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryo_202505.pdf（参照日：2025年11月30日）
- 3) ダンス教室におけるダンスの教授と音楽の再生の関係について，名古屋地判平成15年2月7日参照
- 4) 改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）特別活動追補版，p.3
- 5) 前掲注4）p.3

（本稿企画 会誌広報委員 宇野治 ソシオネクスト）
（原稿受領日 2025年9月15日）